

野洲市議会懇談会実施要領

1. 趣旨

野洲市議会では、市政の課題等に関し市民及び団体の意見及び提言（以下「市民の意見等」という。）を聴く場を設け、市民の意見等を議会の審議及び政策に反映することにより、市民参画によるまちづくりを推進するため、野洲市議会懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 懇談会の種類

懇談会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 市民懇談会
- (2) 出前懇談会

3. 懇談テーマ

懇談会のテーマについては、できるだけ市政に関する重要な課題を中心とする。

4. 市民懇談会の開催

(1) 開催時期

必要に応じて、議会改革推進特別委員会で決定し、議会全員協議会に報告する。

(2) 開催回数

一つのテーマについて、複数回開催する。

(3) 開催場所

市民の参加が得やすい公共施設を利用する。

(4) 開催時間

開催時間は、平日及び休日の午前 9 時から午後 9 時までの概ね 2 時間程度とし、昼間及び夜間を考慮して開催する。

(5) 周知方法等

議会だより及びホームページへの掲載、チラシの自治会回覧及び配布並びにポスターの掲示により、市民に開催内容等を周知する。

(6) 参加議員

議長は、全議員の参加を基本として市民懇談会に参加する議員を決定するものとする。この場合において、議長は、議会改革推進特別委員会の意見を聞かなければならない。

5. 出前懇談会の開催

(1) 対象団体等

出前懇談会の申込みをすることができる団体等は、市内に在住又は在勤している人で構成する概ね 5 人以上の団体（グループを含む。以下「対象団体等」という。）とする。

(2) 開催時期

対象団体等からの申込みに応じて随時開催する。

(3) 開催場所

原則として対象団体等が指定する場所とする。

(4) 開催時間

開催時間は、午前 9 時から午後 9 時までの間とし、1 回の出前懇談会につき概ね 2 時間程度とする。

(5) 申込み方法

出前懇談会の開催を希望する対象団体等は、懇談会を希望する日の 20 日前までに野洲市議会出前懇談会申込書（様式第 1 号）を議長あてに提出するものとする。

(6) 諾否の決定

議長は、前項の申込書の提出があったときは、議会改革推進特別委員会委員長と協議し、速やかにその内容、日時等について調整の上、諾否を決定し、野洲市議会出前懇談会通知書（様式第 2 号）により対象団体等の代表者に通知しなければならない。この場合において、議長は、必要と認めるときは条件を付することができる。また、不承諾の場合は、その

理由を記述するものとする。

(7) 開催の制限

議長は、議会改革推進特別委員会委員長との協議の結果、出前懇談会の申込み内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前懇談会の開催を承諾しないことができる。

ア 懇談内容が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

イ 懇談会の趣旨に反し、その開催が適当でないとき。

(8) 参加議員

議長は、懇談テーマに応じて所管する常任委員会又は特別委員会の委員及びテーマ内容に特に精通した議員を出前懇談会に参加する議員として決定するものとする。この場合において、議長は、議会改革推進特別委員会及び当該常任委員会又は特別委員会の意見を聞かなければならない。ただし、懇談テーマの内容が常任委員会又は特別委員会の所管に属さない場合は、4.(6)に準じて決定する。

(9) 周知方法等

ア 前項で決定した議員が所属する委員会は、出前懇談会の開催に向けて、関係する団体との調整に努めなければならない。

イ 議員は、出前懇談会の開催について、自治会等への周知に努めなければならない。

ウ 議会だより及びホームページへの掲載、周知用ビラの配布等により周知するものとする。

(10) 申し合わせ事項

総務、文教福祉及び環境経済建設の各常任委員会は、原則として年1回以上の出前懇談会を開催するため、対象団体等へ開催について働きかけるものとする。

6. 会議の公開

懇談会は、公開とする。ただし、議長が公開することが適当でないとき、この限りでない。

7. 報告書等の作成

(1) 会議録の作成

発言内容を正確に把握するため、ICレコーダ等により録音を行い、その内容に基づき、懇談会の会議録（要点記録）を作成する。

(2) 報告書の提出

懇談会に参加した議員の代表は、懇談会終了後、15日以内に懇談会報告書（様式第3号又は様式第4号）を議会改革推進特別委員会委員長あてに提出しなければならない。当該報告書の提出を受けた議会改革推進特別委員会委員長は、速やかに議長にその内容を報告するものとする。

8. 開催結果の報告

前項の報告書に基づく懇談会の結果の概要を議会だよりに掲載するとともに、ホームページに公開する。

9. 報告書・会議録の保管

報告書及び会議録は、議会図書室に保管する。